

## 平成18年度 合法性・持続可能性証明システム検証調査報告書(要旨)

### 1. 合法木材認定事業体アンケート調査

認定事業体に対するアンケート調査を平成19年2月下旬に実施した。アンケート送付先は4,343社で、1,838社から回答を得た（回収率42.3%）。概要は次の通り。

- (1) 回答者の合法木材取扱い実績(1カ月平均)は、購入量が1社平均769m<sup>3</sup>、販売量が同391m<sup>3</sup>。
- (2) 回答者の55%がグリーン購入法の適用が違法伐採材の排除に有効だと回答。
- (3) 回答者の48%がグリーン購入法で合法木材の使用を義務付けるべきだと回答。
- (4) 回答者の70%が政府機関だけでなく、自治体、民間企業、住宅メーカーなどの参加が必要だと回答。
- (5) 回答者の82%が需要者や消費者の意識改革が必要だと回答。
- (6) 回答者の86%が違法伐採問題の解決に木材業界が協力すべきだと回答。
- (7) 認定取得の理由は、「得意先から合法木材を求められるようになると思うから」が46%で最多。
- (8) 今後の合法木材の取扱いについては、回答者の53%が「顧客から要求があれば取扱う」と回答。
- (9) 合法木材証明の問題点としての指摘は、回答者数の多い順に「コストがかかるが、メリットがない」、「国産材には厳しいが、外材には甘い」、「合法性が証明された原木（製品）の入手が難しい」など。
- (10) 違法伐採材の阻止に対する意見は、回答者数の多い順に「世界の環境問題や森林減少などの問題を考えれば、われわれも出来ることは協力すべきだ」、「違法伐採問題は本来は当事国の問題であり、輸入国での民間の対応には限界がある」、「外材の合法性確認制度の構築や合法木材に対する信頼性を高めるために支援すべきだ」など。

## 2. 合法木材供給事業者認定制度に関する認定団体事務局からの意見聴取

全木連傘下の 15 道府県木連から審査体制、マスコミの反応等について意見を聴取した。概要は次の通り。

### (1) 審査委員会の構成

木材業界関係者が 6 割以上を占めており、透明性、第三者性を確保するためには今後改善が必要。

### (2) マスコミの反応

報道されたケースは少なく、マスコミの反応は冷めている。NGO の関心も低く、今後は地方においてマスコミや NGO を啓発する必要がある。

### (3) 県産材認証との整合性

地域材認証制度は合法性木材供給事業者認定とは一部を除き別の制度になっている。

### (4) 制度運営に関する意見

各団体の回答から、合法木材の流通に関し、山元から需要者までがこの制度のことを十分に理解していない現状が窺える。事業者の中にはコストを掛けてまで合法木材を供給したくないという意見もあった。

### (5) 制度普及に関する意見

自治体に対して合法木材の利用を義務付ける、あるいは住宅産業において合法木材の利用を促進するとの回答が多かった。山元での証明がないこと、輸入材の証明が得られないことが問題との指摘もあった。

### (6) 制度に対する意見

中途半端な制度では信頼性は得られない（認定団体を監視する制度、罰則規定、販売管理票）といった制度改正に関する意見も一部にみられた。

## 3. 追跡調査

政府関係調達の実態を明らかにするため、追跡調査を実施した。調査に当たっては、各地の国の機関が 18 年度中に営繕事業を行った事例について資料の提示を求めたが、担当者に合法木材について十分な知識がないまま工事が進められていたため、調査対象にならないケースが多くあった。また、施工途中での調査となったものが多く、証明書等の資料が整理できていない状況での調査となった。

調査結果一覧は表 4-1 の通りである。

表4-1 追跡調査集計結果

No	事例	施工業者等	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考	
1	A	施工業者 二次下請			×	* 製材工場 (納材)	×	* 流通業		輸入業者	・納材業者は認定証を提示 ・流通業は輸入業者の提示したFSCのCoC認定書を添付。 ・輸入業者のFSCのCoC認定書が証明になるか疑問	
2	B	施工業者	○	* 流通業	○	* 製材工場	○	* 木協組	○	素材生産業者	・プレカット利用 ・仕様書に合法材利用明記。 ・伐採届出書あり	
3	C	施工業者	○	* プレカット工場	○	* A製材工場	○	* 素生協		生産委託	国有林材	
					○	* B製材工場	○	* 県森連			同上	
			○	* 製材工場	○	* 森組					同上	
4	D	施工業者	○	* 防腐会社	○	* 製材工場	○	* 市場	○	* 素材生産業		
5	E	施工業者			×	製材工場				製材工場の兼業	・制度発足以前の出荷 ・県産材証明あり	
6	F	施工業者		パネ協	○	* 製材工場	○	* 外材流通業	×	輸入業者	輸入業者の証明は計量証明	
7	G	施工業者			○	* 製材工場 (納材)	×	* 共販所		森組	共販所への入荷は17年10月	
8	H	施工業者 下請(下請への合法木材使用の指示なし)			○	* 製材工場 (納材)	△	原木流通(外材)		輸入業者	原木流通業者はカナダBC州発行のメッセージ(写し添付)で証明できるとしている。	
							○	* 市場		素材生産		
9	I	施工業者			○	* A木材協組 (納材)	×	素材生産業者			買受は施行以前の購入、一部自社生産の国有林材を含む	
							○	* B製材工場 (納材)	△	森組		県産材認証あり。(合法性証明を含む)
							×	流通			施行以前の買受材	
							○	* C製材工場 (納材)		国有林材		売買契約あり
							○	* D製材工場 (納材)	×	市場		
							○	* E製材工場 (納材)	×	流通		
							○	* グルーラム (納材)	×	製材工場		
							×	流通	○	* 合板工場		
		×	流通	×	* 合板工場							
		○	* 集成材 (納材)							追跡断念		
		○	* 建具材 (納材)			素材生産業				施行以前の購入		
10	J	施工業者	○	* 加工工場 (納材)	○	* 森組(素材生産・製材)	○	* 素材生産・製材			各メーカーから集荷し、加工して納材	
			×			×	* 製材業			出荷証明		
			○			○	* 森組(ラミナー)			出荷証明		
			×			×	* フローリング					
		×		×	* シナ合板					"		

No	事例	施工業者等	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考	
11	K	施工業者			×	* 製材工場 (納材)	○	* 森組	○	* 素材生産業	適合証明あり	
							○	* 木協		国有林との買取 契約書あり		
			×	* 流通		* 流通(合板)		×	集成材	○		* 森組
					×	* フローリング (納材)	○	* 素材生産 業				
12	L	施工業者			×	集成材工場 (納材)	×	流通	○	* 森組	仕様書あり  シッパパーの合法木材 供給宣言書あり	
			×	流通	○	* 製材工場		自社素材生 産		国有林販売契 約		
					×	* 集成材工場 (納材)				産地証明あり		
			△	* 防腐加工	△	外国 カナダ				米桐に産地証 明？		
					○	製材工場 (納材)						
					○	* 合板工場 (納材)						
		×	* 構造用合板 (納材)	○	* 森連							
13	M	県木連	○	* 家具製作	○	* 集成材	○	* 加工工場	○	県(生産は協組)	県がFSC材を販売	
14	N	県木連	○	* 納材業	○	* 森組(製材)					県産材認証センター のmanifestに合法 性証明を付加	

注1: 確認欄の○は、添付資料等で確認できたもの、△は不十分だが確認できたもの、×は確認できなかったもの、空欄は調査できなかったものを示す。

これらは、調査員の報告、収集した証拠書類等から、納入した木材・木製品の合法性が合理的に証明されたかどうかを判断し、判定した。

注2: \*印は、合法木材供給事業者として団体認定を受けている者を示している。

注3: 合法材証明を別途発行している場合は、納材した相手先に発行することがこの制度の趣旨であり、施主に発行しても証明にならないことに留意すべきである。従って、証明書のあて先となっている者は、改めて当該木材の納入先に証明書を発給しなければならない。従って、その証明書がない場合は、ここでも×印が付いている。

注4: 施工業者は、認定事業者になる必要はないが、仕様書に工事終了後において合法木材使用を報告することが義務付けられている。

注5: No13は、木材ロビーチェアを県木連が購入し、県の福祉施設に納入したもので、ラミナー生産、集成材加工、家具製作、納材という流れになる。従って県木連は納材業者に位置づけすべきであろう。

注6: No14は、県の補助事業として個人にプレゼントされる柱材を県木連が買い取り個人に配布するもので、県木連を「施工業者等」欄に記入した。